

九州大学人事委員会規程

令和3年度九大規程第5号
制定：令和3年4月27日

(趣旨)

第1条 この規程は、九州大学教育研究評議会規則（平成16年度九大規則第6号）第7条第2項の規定に基づき、人事委員会の組織、議事の手続その他必要な事項を定めるものとする。
(任務)

第2条 人事委員会は、大学運営上の課題に係る総合的な人事制度、人員管理及び人件費計画等に関する事項を審議する。

(組織)

第3条 人事委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事、副学長及び副理事のうちから総長が指名する者
 - (2) 人文科学研究院長、人間環境学研究院長、法学研究院長、経済学研究院長、法務学府長、共創学部長、教育学部長、比較社会文化研究院長、言語文化研究院長及び基幹教育院長のうちから総長が指名する者 1人
 - (3) 理学研究院長、数理学研究院長、工学研究院長、芸術工学研究院長、システム情報科学研究院長、総合理工学研究院長、農学研究院長、システム生命科学府長及び統合新領域学府長のうちから総長が指名する者 1人
 - (4) 医学研究院長、歯学研究院長、薬学研究院長及び病院長のうちから総長が指名する者 1人
 - (5) 生体防御医学研究所長、応用力学研究所長、先導物質化学研究所長、マス・フォア・インダストリ研究所長、カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所長、附属図書館長及び情報基盤研究開発センター長並びにセンターパーク協議会の議長のうちから総長が指名する者 1人
 - (6) 事務局長、人事部長及び財務部長
- 2 前項に掲げる委員のほか、総長が特に必要と認める者を委員に加えることができる。
- 3 第1項第2号から第5号及び前項に掲げる委員の任期は、2年の範囲内で、総長が定める期間とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 委員は、総長が任命する。
- 6 人事委員会に委員長を置き、総長が指名する理事をもって充てる。
- 7 委員長は、人事委員会を主宰する。
- 8 人事委員会に副委員長を置き、委員のうちから総長が指名する。
- 9 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(議事)

第4条 人事委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 人事委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第5条 人事委員会が必要であると認めた場合は、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(総長の出席)

第6条 総長は、人事委員会に隨時出席し、審議に加わることができる。

(ワーキンググループ等)

第7条 人事委員会に、特定の事項を調査・検討させるため、必要に応じてワーキンググループ等を置くことができる。

(事務)

第8条 人事委員会に関する事務は、事務局各課等の協力を得て、人事部人事企画課において

処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、人事委員会の運営等に関し必要な事項は、当該委員会においてそれぞれ定める。

附 則

この規程は令和3年5月1日から施行する。